

青少年の健全な育成に関する条例に基づく一斉立入調査結果について

平成21年11月27日
京 都 府 府 民 生 活 部

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)の取組として実施した一斉立入調査の結果概要は下記のとおりでしたので、お知らせします。

1 重点調査事項

(1) まんが喫茶・インターネットカフェ (48店舗)

青少年が気軽に出入りでき簡単に有害情報等を入手することが可能なネットカフェ及びまんが喫茶について、3年連続で府内全店への立入調査を実施

【調査結果】

- ・深夜入場拒否掲示をしている店舗は85%(40/47) (88%)
- ・フィルタリングソフト活用等有害情報視聴防止措置をしている店舗は69%(27/39) (63%)

(2) 書店、新古書店及びビデオ取扱店 (248店舗)

今年度、新たに有害図書類に係る自主審査団体を指定したこと等を受け、集中的に実施

【調査結果】

- ・有害図書類を扱っている店舗は69%(171/248) (73%)
- ・有害図書類を適切に区分陳列している店舗は77%(129/168) (73%)

(3) ゲームソフト取扱店 (63店)

今年度、新たに有害図書類に係る自主審査団体を指定したこと等を受け、集中的に実施

【調査結果】

- ・有害図書類を扱っている店舗は60%(38/63)
- ・有害図書類を適切に区分陳列している店舗は76%(28/37)

2 その他の調査結果

- ・携帯電話取扱店では、フィルタリング方法の紹介実施店舗は99%(89/90) (100%)、有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続についての注意喚起実施店舗は67%(60/90) (58%)
- ・刃物類取扱店では、有害がん具刃物類指定の刃物の販売店舗は11%(6/57)。年齢確認の実施は、有害指定刃物類は83%(5/6)、それ以外の刃物類は69%(22/32)
- ・カラオケボックスでの深夜入場拒否掲示は95%(40/42) (88%)
- ・コンビニエンスストアでは有害図書類の取扱店舗は77%(126/163)、適切な区分陳列を行っている店舗は91%(95/104) (88%)

3 評 価

有害図書類の区分陳列の実施率については改善が見られるが、コンビニエンスストア以外の業種はより一層の取り組みが必要。インターネット上の有害情報対策については、条例上努力義務であるものの、携帯電話取扱店におけるフィルタリング方法の紹介はほぼ全店舗で実施されているが、その他の対策は、改善がみられるもののその実施率は比較的低率である。

4 対 応

- (1) 調査時に、条例違反と思われた事項に対する指導123件、条例上の努力義務等に係る要請81件をその場で実施した。
- (2) 問題のあった店舗等に対しては、今後指導内容の改善状況を点検し、必要に応じ再指導を行う。
- (3) 毎年開催している関係団体との懇談会において、問題のあった事項等について業界全体としての改善の取組を要請する予定。

【参 考】

調 査 期 間 平成21年7月10日(金)～8月6日(木)
調 査 員 延194名(延189名)
調 査 方 法 等 視認・聴取による調査、指導・要請及び啓発資料の配付
調 査 件 数 1,100件(1,163件)

対象店舗等	調査件数	調査結果の概要
まんが喫茶・インターネットカフェ	48	一昨年度、昨年度に引き続き、京都府内の全店を調査した。 98%(47/48)の店舗で深夜営業をしており、深夜入場拒否掲示をしている店舗は85%(40/47)(昨年度88%)。 フィルタリングソフトの活用等により青少年の有害情報視聴防止措置(努力義務)をしている店舗は69%(27/39)(昨年度63%)であった。
書店、新古書店及びビデオ取扱店	248	今年度、新たに自主審査団体を指定したこと等により重点的に調査を実施。 69%(171/248)の店舗で有害図書類を扱っており、有害図書類を適切に区分陳列しているのは77%(129/168)(昨年度73%)であった。
ゲームソフト取扱店	63	今年度、新たに自主審査団体を指定したこと等により重点的に調査を実施。 60%(38/63)の店舗で有害図書類を扱っており、有害図書類を適切に区分陳列しているのは76%(28/37)であった。
携帯電話取扱店	90	保護者及び青少年に対するフィルタリングの方法の紹介(努力義務)を行っている店舗は99%(89/90)(昨年度100%)。保護者及び青少年に対して有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続について注意を促している(努力義務)店舗は67%(60/90)(昨年度58%)。
刃物類取扱店	57	有害がん具刃物類に指定している刃物を販売している店舗は11%(6/57)であった。 有害指定した刃物類については83%(5/6)、それ以外の刃物類については69%(22/32)の店舗で年齢確認が行われていた。
カラオケボックス	43	全店舗で深夜営業を行っており、深夜入場拒否掲示をしているのは95%(40/42)(昨年度88%)であった。
コンビニエンスストア	164	93%(152/163)の店舗で深夜営業をしており、この内深夜に帰宅を促す声かけ等(努力義務)をしている店舗は92%(81/88)(昨年度89%)であった。 有害図書類を扱う店舗は77%(126/163)で、この内有害図書類を適切に区分陳列しているのは91%(95/104)(昨年度88%)であった。
図書类等自動販売機等	357	設置場所を調査し、届出対象の図書类等自動販売機341台及び届出対象外(下着類等を収納)の自動販売機16台を確認した。 届出台数については、17年度末460台、18年度末399台、19年度末398台、20年度末380台と推移している。
その他	30	以上のほか、個室ビデオ店、ビリヤード場等、利用カード等販売場所、ファミリーレストラン、出会い喫茶等営業を調査。
合 計	1,100件	

調査件数については、自動販売機等は台数、その他は店舗数。

()内の分数については、分子は該当件数、分母は「該当件数 + 非該当件数」。